

昭和59年度 決算報告

収入の部				支出の部			
予算額		決算額		予算額		決算額	
費目	金額	金額	明細	費目	金額	金額	明細
会費	1,001,000	917,000	会員 614,000円 (2,000円×307人) 賛助会員 140,000 (10,000円×14口) 団体 9,000 (3,000円×3口) 学校 8,000 (2,000円×4校) 過年度会費 146,000	報償費	120,000	47,500	会報作成・謝金 20,000円 バスハイク講師謝金 10,000 世話人謝金 11,500 見学先謝金 6,000
			雑収入				400,000
利子	15,000	12,861		需用費	430,000	318,120	印刷費 314,100 文具費 3,420 資料作成 600
前年度繰越金	569,865	569,865		役務費	170,000	163,000	会報等郵送料 136,510 電報 2,000 郵便振替払出手数料 490 電話代 24,000
				使用料及び借上料	350,000	202,900	バス料金 189,000 入館料 9,300 有料道路料 3,600 駐車料 1,000
				事務局費	180,000	180,000	事務局職員賃金
				予備費	725,000	0	
				次年度繰越金		774,006	
合計	1,985,865	1,685,526		合計	1,985,865	1,685,526	

バスハイク明細 収入 支出 差引残高
 No.28 102,300円 112,900円 △ 10,600円
 No.29 80,500円 118,100円 △ 37,600円

昭和60年度 予算

収入の部				支出の部			
予算額		明細		予算額		明細	
費目	金額	金額	明細	費目	金額	金額	明細
会費	924,000	680,000円	会費 2,000円×340人=	報償費	110,000	40,000円	会報作成謝金 (10,000円×4回)
			賛助会員 150,000円 (10,000円×15口)				バスハイク講師謝金 30,000円 (15,000円×2人)
雑収入	411,994	400,000円	団体(一般) 6,000円 (3,000円×2口)	旅費	5,000	400,000円	印刷費
			団体(学校) 8,000円 (2,000円×4校)				バスハイク世話人謝金 40,000円 (10,000円×4人)
前年度繰越金	774,006		過年度会費 80,000円	需用費	450,000	20,000円	食糧費
				役務費	170,000	146,000円	文房具・ゴム印 20,000円
				使用料及び借上料	330,000	300,000円	郵送料 146,000円
				事務局費	180,000	24,000円	電話代
				予備費	865,000		バス借上料 300,000円
合計	2,110,000		利子 11,994円	会場費	30,000円		会費 30,000円

新指定文化財の紹介

北九州市は去る二月一日、昭和五十九年度市指定文化財として、次の三件の文化財を指定しました。八幡宮が大内氏の崇敬と保護を受けていたことが明らかとなる。これらを通じて甲宗八幡宮の社領、神役、納物などの内容をかなり具体的に知ることが出来る。

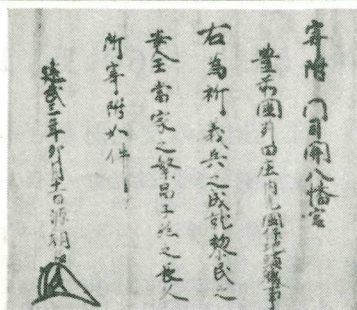
①中世を通じて甲宗八幡宮の社領、神役、納物などの内容をかなり具体的に知ることが出来る。

②中世後期を通じて豊前国が大内氏の領国であった関係から、甲宗八幡宮が大内氏の崇敬と保護を受けていたことが明らかとなる。

③主要文書の内容

門司関六ヶ郷惣田数注文
 蒙古襲来必至と考えられていた文永九年に作成された土地台帳(いわゆる文永の田帳)であり、甲宗八幡宮の惣免大神と執行の名で注進されたもの。これによって門司関領田であった鎌倉期の公田「門司関六ヶ郷」の規模(二八〇町余)とその構成、例えば名田の散在性、多様性などが知られる貴重な資料である。

足利尊氏寄進状
 建武三年四月十一日付となつて、尊氏が多々良浜の戦いで成功し、四月三日に博多を出发東上し、五月一日厳島社に奉幣する間に、この寄進行為が行われたことになる。尊氏の東上に向けた期待や熱意が、この寄進状から読みとれる。また、蒔田庄内光国保地頭職が寄進されていることは、当時この庄が、尊氏の所領であったことを裏書きするもので、この点でも興味深いものがある。



足利尊氏寄進状

この文書は、室町期以来長い間重要な社領として続いた仲津郡仲北郷稲童名について、その寄進の時期、寄進主体、寄進内容を明らかにしており、永禄年間に入り、その支配、経営が困難となりつつあった事情をも示す興味深い資料である。

有形文化財(古文書)



毛利元就書状

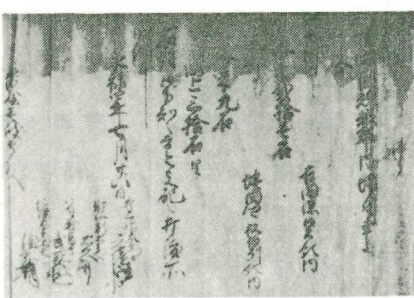
数量的に多いとはいえないが、内容に勝れたものがあり、中世における甲宗八幡神社の研究のみならず、さきに指定した平野文書、波多野文書と相俟って、中世後期の北九州と大内、毛利氏との関係をより具体的に明らかにしうる点で極めて貴重である。

有形文化財(古文書) 一通
 和布刈神社文書
 所在地 門司区大字門司
 所有者 和布刈神社
 形状 折紙・堅紙・切紙
 和布刈神社に伝来した中世文書である。これらによって、和布刈神社として有名な正月のわかめ採りの行事が、中世においても続けられていたこと、また室町期から戦国期にかけて、当社と大内、毛利氏との関係が深かったことが知られる。

有形文化財(古文書) 五通
 善行寺文書
 所在地 小倉北区古船場町
 所有者 善行寺
 形状 堅紙・継紙・切紙
 付文書の「系譜」によれば、善行寺の草創は道了(沓屋小三郎)が慶長年間に小倉に小庵を結んだのに始まるとされる。以来、沓屋氏が住職を世襲して今日に及んでいる。本文書は住職の沓屋家に伝来されたもので、これによって道了の本寺草創の縁由も、祖父・沓屋彦太郎以来、規矩郡内にその所領を得ていたことであると推定される。

資料である。毛利元就書状、毛利隆元書状、元清書状
 全国的に有名な和布刈神社を語る資料であり、わかめが神社より毛利氏に進献されていることは、当時の毛利氏と和布刈神社との関係をよく示している。

指定理由
 長い伝統をもつ和布刈神社を傍証する中世文書の内容は貴重である。また社領(仲津郡仲北郷稲童名)の歴史をたどりうる文書の価値も高い。



毛利氏家臣連署打渡状

市内の寺院の中で、その草創、開基が確実な資料によっておさえられることのできる文書は数少なく貴重である。

指定理由
 道了の祖父・沓屋彦太郎が毛利氏より規矩郡内の吉田保(七町)蟻田郷(三町)を与えられ、以後天正十一年過ぎまで支配を維持していたことが明らかとなる。

主要文書の内容
 毛利氏家臣連署打渡状、毛利輝元安堵状
 道了の祖父・沓屋彦太郎が毛利氏より規矩郡内の吉田保(七町)蟻田郷(三町)を与えられ、以後天正十一年過ぎまで支配を維持していたことが明らかとなる。